

平成27年度 別海町嘱託・臨時職員採用試験のご案内

採用職種、採用予定人数、勤務先、受験資格

1	嘱託事務員 兼運転手	1名	総務部防災交通課
		資格	昭和40年4月2日以降生まれの高等学校卒業以上及び大型自動車二種免許所持者で大型自動車の運転経験が三年以上ある者
2	嘱託 看護補助員	1名	町立別海病院
		資格	夜間勤務が可能で昭和35年4月2日以降に生まれた者
3	臨時事務員	20名程度	町長部局・委員会等
		資格	高等学校卒業程度以上の者
4	臨時 町税徴収員	3名	総務部税務課
		資格	普通自動車免許取得者で昭和21年4月2日以降に生まれた者
5	臨時 連絡事務所 連絡員	2名	上春別・上風連連絡事務所
		資格	行政事務等の経験者
6	臨時 連絡事務所 補助員	2名	上春別・上風連連絡事務所
		資格	高等学校卒業程度以上の者

7	臨時保育士	20名程度	町内保育園
		資格	保育士免許または幼稚園教諭免許取得(見込)者
8	臨時 幼稚園教諭	5名	町内幼稚園
		資格	幼稚園教諭免許取得(見込)者
9	臨時 幼稚園教諭 (補助員)	2名	町内幼稚園
		資格	保育士免許または幼稚園教諭免許取得(見込)者
10	臨時公務補	4名	町内小・中学校
		資格	昭和30年4月2日以降に生まれた者
11	臨時司書	2名	別海町図書館
		資格	司書資格取得(見込)者
12	臨時 生涯学習推進 アドバイザー	2名	別海町中央公民館
		資格	小・中学校教諭、幼稚園教諭、保育士いずれかの免許所有者
13	臨時栄養士	1名	別海町学校給食センター
		資格	栄養士免許取得(見込)者

□詳細は、別海町ホームページ(職員採用情報)をご覧ください。
□受験資格を満たしている方でも、町税等に未納がある人は応募できません。

試験日及び試験内容等

No.	職 種	受付期限	試 験 日	試験開始時間	試 験 内 容
1	嘱託事務員兼運転手	2月6日 (金)	2月16日(月)	9時	教養試験・面接試験 運転実技試験 適性検査
2	嘱託看護補助員		2月16日(月)	9時30分	面接試験
3	臨時事務員		2月16日(月)	9時	教養試験・面接試験
4	臨時町税徴収員		2月15日(日)	15時	面接試験
5	臨時連絡事務所連絡員		2月16日(月)	16時30分	面接試験
6	臨時連絡事務所補助員		2月16日(月)	16時30分	面接試験
7	臨時保育士		2月15日(日)	9時	面接試験
8	臨時幼稚園教諭		2月15日(日)	13時	面接試験
9	臨時幼稚園教諭 (補助員)		2月15日(日)	13時	面接試験
10	臨時公務補		2月15日(日)	14時	面接試験
11	臨時司書		2月16日(月)	15時30分	面接試験
12	臨時生涯学習推進 アドバイザー		2月15日(日)	14時30分	面接試験
13	臨時栄養士		2月16日(月)	16時	面接試験

□受付場所
別海町役場総務部総務課人事厚生担当
TEL0153-75-2111
(内線2114・2115)
〒086-0205
別海町別海常盤町280番地

□提出書類
所定の申込書(履歴書)がありますので役場総務課又は支所にお問い合わせください。
(ホームページからダウンロードも可能です。)(提出書類はお返ししません。)

注1
受験票は交付しませんので、郵送等の場合は期限内到着等をご確認ください。

注2
同一試験日での併願をご遠慮ください。

問合せ/人事厚生担当(内線2114・2115)

運転免許更新時講習会のお知らせ

別海町交流館がらとにて毎月第2水曜に運転免許更新時講習が行われていますが本年2月の第2水曜(2月11日)が祝日のため第3水曜(2月18日)の開催となります。時間は午後1時30分から30分間の講習となります。お間違えのないようお越しください。

- 優良運転者更新時講習を受講するためには**
- ①運転免許更新連絡書(はがき)、免許証、手数料、印鑑、運転免許証用証明写真(6ヶ月以内に撮影したもの)を持って中標津警察署にて更新手続きをしてください。
 - ②視力検査等を実施後、免許証に優良運転者を示す㊟マークの押印、免許有効期限延長の押印、パンチングをしていただいたあと、優良運転者更新時講習会場へ
 - ③受講後は警察署から指定された期間に免許証と印鑑を持ち再度中標津警察署へ(新免許証の発行)

別海町交流館がらとでの講習は**優良(30分講習)のみ**となっており、毎月広報の裏表紙にも掲載しております。また、初回、違反、普通の方は中標津町、羅臼町、釧路市で講習を行っておりますので日程を確認し、お間違えのないよう必ず講習を受けましょう。

問合せ/防災交通担当(内線2116・2117)

別海町競争入札参加資格審査申請の受付について

平成27・28年度における別海町への物品納入や役務提供のほか、建設工事、測量・設計などの競争入札参加資格審査申請を次の日程により受付します。

各申請部門の資格要件の詳細については、役場前の掲示板に告示するほか、別海町ホームページに掲載します。

中間年度における資格申請の受付は実施しませんので、この期間に忘れずに申請してください。

- 1 **受付期間** 平成27年1月8日(木)～平成27年2月4日(水)
(土日祝日を除く。郵送の場合は2月4日当日消印有効。)
- 2 **受付時間** 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までの1時間を除く)
- 3 **提出方法** 持参又は郵送による
 - (1)持参の場合 別海町役場2階 財政課へ提出(その場での書類審査は行いません。)
 - (2)郵送の場合 別海町役場 財政課 契約管財担当(下記住所)宛てに「競争入札参加資格審査申請書 在中」と明記のうえ送付してください。

※持参・郵送を問わず82円切手を貼付した返信用封筒を添付してください。返信用封筒の添付が無い場合は受理票の送付をいたしません。

- 4 **申請用紙**
 - (1)「建設工事」・「測量・設計」部門
市町村統一様式を「一般社団法人北海道土木協会」にてお買い求めください。
 - (2)「物品・役務」部門
別海町独自様式となっております。下記のいずれかの方法によりご用意ください。
 - ①別海町役場担当窓口(財政課)での受け取り。
 - ②郵送による受け取り。(返信用封筒〈A4版〉と切手140円分を同封してお申し込みください。)
 - ③別海町ホームページからのダウンロード。<http://betsukai.jp/blog/0001/index.php?ID=3913>
- 【問合せ・郵送先】〒086-0205 野付郡別海町別海常盤町280番地
別海町役場 総務部 財政課 契約管財担当 TEL 0153-75-2111 (内線2314・2316)

軽自動車税に係る届出について 廃車の手続きなどはお済みですか?

軽自動車税は、毎年4月1日現在に軽自動車等(原動機付自転車、軽自動車・小型特殊自動車及び二輪小型自動車)を所有している方に納めていただく税金です。

自動車税と異なり、軽自動車税には月割課税制度がありませんので、4月1日現在の所有者だけに課税されることとなり、4月2日以降に軽自動車等を所有した場合には、その年度は課税されませんが、4月2日以降に廃車などをしてもその年度の税金は全額納めていただくこととなります。

使用できない軽自動車等で今後も使用することがない車を持っている方、又は何らかの事情(廃棄・譲渡・紛失等)で所有する軽自動車等がお手元のない方で廃車などの手続きが未了の場合、次年度以降も課税されることとなりますので、廃車等の手続きをお済ませください。

なお、軽自動車等の手続きについては、車種ごとに届出先が違いますのでご注意ください。

1 原動機付自転車(125CC以下)及び小型特殊自動車(トラクター、フォークリフトなど)

届出先 別海町役場総務部税務課 TEL0153-75-2111 (内線1111・1112)

西春別支所 TEL0153-77-2131 尾岱沼支所 TEL0153-86-2166

廃車手続きに必要なもの ①標識(ナンバープレート)②標識交付証明書③印鑑

譲渡手続きに必要なもの ①新・旧所有者の印鑑②旧所有者の標識交付証明書③標識番号を変更する場合は標識標識等がない場合は、届出先へお問合せください。

2 軽自動車(250CC以下の軽二輪、660CC以下の軽四輪)

届出先 釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6丁目1番1号 TEL0154-51-0745

手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。

3 二輪小型自動車(250CCを超えるもの)

届出先 釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6丁目2番13号 TEL0154-51-2522

手続きに必要なものは、届出先にご確認ください。



問合せ/課税担当(内線1111、1112)

償却資産(固定資産税)の申告について

1 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは、土地や家屋以外の事業用に供することができる資産です。

2 申告していただく方

平成27年1月1日現在において町内に償却資産を所有又は賃貸している個人又は法人です。なお、町外に移転、事業の廃止、該当資産がない場合も、申告書にその旨を記載し申告してください。

3 申告期限 平成27年2月2日(月)

4 提出書類

1月上旬に申告関係書類を送付します。お手元に届かない場合、又は初めて申告される方はお問合せください。

5 注意事項

軽自動車税や普通自動車税の課税対象となる自動車は償却資産申告(固定資産税)の対象ではありません。詳しくは1月に申告予定者へ送付される「申告の手引き」をご覧ください。

問合せ/課税担当(内線1114)



火災は一年の上半期に多発!? ~防火の心を新たに~

ここ数年、別海町で発生する火災の多くが上半期に集中して発生しています。平成26年上半期は特に顕著で11件が発生し、平成25年の一年間に発生した12件の火災をわずか半年で到達するほど多発しました。

火災原因には、気のゆるみや油断から発生しているものも数多く見受けられます。一年のスタートとともに防火に対する心を新たに、火災のない明るい一年を過ごされるよう今後とも防火にご協力をお願いします。

	火災件数		
	(1月~12月)	上半期 (1月~6月)	下半期 (7月~12月)
平成26年	16件 (12月15日現在)	11件	5件 (12月15日現在)
平成25年	12件	9件	3件
平成24年	16件	9件	7件

チェック! ※平成26年中に過去5年の無火災連続日数最長期間が更新されました。

104日間 → **118日間**

問合せ/別海消防署 予防課 TEL75-2200

新成人の皆さんへ 20歳になったら国民年金

国民年金は、年をとったときやいざというときの生活を現役世代みんなで支える仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納めることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するため、安定していますし、年金の給付は生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか障害年金や遺族年金もあります。

障害者年金は、病気や事故で障害が残ったときに受けられます。また、遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族(「子のある妻」や「子」)が受けられます。

「学生納付特例制度」と「若年者納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校(修業年限1年以上である過程)、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「若年者納付猶予制度」

学生でない30歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

問合せ/戸籍年金担当(内線1222~1225)、釧路年金事務所TEL0154-61-6000